

平成 27 年 3 月 6 日

# 公募による市有地の売却について

三木市企画管理部財政課

旧市民病院の看護師寮用地として使用した市有地について、今後、利活用の予定がないことから公募により売却します。購入を希望される方は、下記の応募要領を了承の上、応募書類を受付期間内に市財政課までご提出ください。

## 記

### 1. 売却物件及び最低売却価格等

(1) 物件：（土地）三木市加佐字八幡本 172 番 7 宅地 947.81 m<sup>2</sup>

(2) 最低売却価格：35,068,970 円

物件は現状有姿のまま引き渡すものとします。物件の相隣関係における問題は、購入者自らが当事者と話し合ってください。市はそれらの問題に関して折衝や手続きは行いません。

現地見学会、現地説明会は行いません。応募者は事前に現地を確認してください。

### 2. 応募者の資格

次に掲げる者以外の方であれば、応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者
- (2) 三木市暴力団排除条例第 2 条第 1 項で規定する暴力団
- (3) 三木市暴力団排除条例第 2 条第 2 項で規定する暴力団員
- (4) 三木市暴力団排除条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団密接関係者
- (5) 応募までに応募保証金を納付できない者及び、契約締結日より起算して 30 日以内に土地代金の全額を納付できない者及び、契約の締結及び履行に関して必要な経費の負担ができない者。

### 3. 応募要領の配布及び問い合わせ先

応募者は、必ず応募要領の配布を受けてください。

#### (1) 配布期間

平成 27 年 3 月 6 日(金)から平成 27 年 3 月 12 日(木)の間の  
午前 9 時から午後 5 時まで ※土・日は配布を行いません。

#### (2) 配布場所及び問い合わせ先

三木市企画管理部財政課財産管理グループ  
三木市上の丸町 10 番 30 号 (電話 0794-82-2000)

### 4. 応募保証金

#### (1) 応募保証金

応募する前に、応募保証金として 200 万円を納付いただきます。  
応募保証金の納付がない場合は、応募することはできません。

#### (2) 納付方法

応募要領に添付している応募保証金納入通知書を用いて、同通知書裏面記載の金融機関の窓口で納付してください。

#### (3) 応募保証金の取扱い

ア 応募保証金には、利息を付しません。

イ 応募保証金は、買受人に決定した者（以下、「買受人」という。）を除き、応募者が指定した金融機関の預金口座へ振り込むことにより還付します。なお、金融機関への振込手続には開札日から 10 日程度要しますので、ご了承ください。

ウ 買受人が納付した応募保証金は、契約保証金に振り替えます。

エ 落札者の決定後、落札者が契約を締結しないときは、納入された応募保証金は市に帰属します。

### 5. 応募書類の受付期間及び提出先

#### (1) 応募書類受付期間及び提出先（郵送での受け付けはしません。）

平成 27 年 3 月 6 日(金) 午前 9 時から

平成 27 年 3 月 13 日(金) 午後 5 時まで (必着)

三木市上の丸町 10 番 30 号 三木市役所 4 階 財政課

※土・日は受付を行いません。

## (2) 応募書類

ア 購入希望額入札書

イ 応募保証金納入済書

ウ 【法人の場合】

印鑑証明書・資格証明書各1通（発行日から3ヶ月以内）

【個人の場合】

印鑑証明書1通（発行日から3ヶ月以内）

エ 代理人が応募される場合は、本人からの委任状

オ 誓約書（別紙様式）※暴力団等に該当しない旨の誓約書

## (3) 応募書類の提出方法

ア 購入希望額入札書は上記提出書類(イ)(ウ)(オ)と併せて封筒に入れ、必ず実印で封印の上、提出してください。

イ 応募者は、購入希望額入札書に物件の購入希望額を明記し、住所・氏名を記入し、実印を押印し、封筒に入れ、封筒に応募者の氏名及び「応募書類在中」と記載した上で提出しなければならない。

ウ 応募書類の提出を代理人に行わせることができますが、代理人は、上記提出書類(エ)の委任状を応募前に提出しなければならない。この場合、購入希望額入札書には、応募者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければならない。委任状を提出しない代理人が行った応募書類の提出は無効となります。

エ 応募者又は、応募者の代理人は、当該入札に対する他の応募者の代理をすることはできません。

オ 応募者は、一旦提出した応募書類を書き換え、または撤回することはできません。

カ 応募書類の提出回数は1回とし、再度の応募はできません。

キ 公募執行の秩序を乱す行為があったときは、その者の応募を拒絶します。

## 6. 契約相手方

公募においては、最低売却価格を超えた金額を提示した者のうち、最高の価格を提示した者を買受人とし、契約相手方とします。

- (1) 買受人となるべき同価の応募をした者が2人以上あるときは、直ちに当該応募者にくじにより契約相手方を決定します。この場合においてくじ引きを辞退することはできません。
- (2) 契約書は市で作成し、契約は原則として落札後10日以内に締結していただきます。
- (3) 応募の結果は応募者全員に文書で通知します。

## 7. 物件の売買契約

物件の売買契約を締結する際には、個人の場合は、印鑑証明書、住民票(各2通)及び契約保証金納入済書が必要となります。

法人の場合には、印鑑証明書、資格証明書(各2通)及び契約保証金納入済書が必要となります。

## 8. 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額(応募保証金を差引いた金額)を契約締結日までに次により納めて下さい。

### (1) 納入場所

三木市が発行する契約保証金納入通知書を用いて、同通知書裏面記載の金融機関の窓口で納付してください。なお、契約保証金納入通知書は落札者決定時にお渡しします。

### (2) 契約保証金の取扱い

ア 契約保証金には、利息を付しません。

イ 契約保証金は、当該契約の履行(売買代金を全額納付)を確認したときに還付します。ただし、契約相手方からの申し出があった場合には、売買代金の一部に充当することができます。

## 9. 売買代金の納付方法等

売買代金は、契約締結日より起算して、30日以内に三木市の発行する売買代金納入通知書を用いて、同通知書裏面記載の金融機関の窓口で全額を納付していただきます。ただし、金融機関から融資を受けられる場合は、協議した上で、融資部分についてのみ支払日を平成27年5月11日(月)まで延期することができます。

契約相手方となった者が、期限までに売買代金の全額を納付しないときは、既納の契約保証金は三木市に帰属します。

## 10. 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、三木市が行いますが、住所を証明する書類として個人の場合は住民票（契約日より3ヶ月以内）、法人の場合は資格証明書及び印鑑証明書を提出いただきます。
- (3) 所有権移転登記に係る収入印紙等
  - ア 売買契約書に貼付する収入印紙
    - ・ 印紙税法に定める金額相当分
  - イ 所有権の移転登記に要する登録免許税
    - ・ 登録免許税法に定める金額相当分
  - ウ 上記の（ア）（イ）の他、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て契約相手方の負担とします。

## 11. 物件利用の制限

- (1) 物件の所有権移転の日から3年間は、第三者への譲渡または事実上の処分をしてはならない。
- (2) 物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める接客業務受託営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- (4) 物件を譲渡する場合、上記(2)(3)の義務を書面により譲渡人に継承させなければならない。

## 12. その他留意事項

- (1) 応募の無効
  - 応募に必要な資格がない者が行った応募及び、応募に関する条件に違反した応募は無効とします。

(2) 物件に関する情報

物件に関する情報は別紙「物件明細」をご覧ください。なお、現地を必ずご確認ください、諸規制の状況等も十分に調査の上、応募してください。

(3) 異議申立て

ア 応募者は、応募後、物件等の不明その他いかなる理由をもって、異議を申し立てることはできません。(契約後に判明した場合も同様とします。)

イ 公募の執行は、三木市の都合により、または、公募を公正に執行することができないと認めるときは、公募の日時を延期し、または取りやめることがあります。この場合において応募者は、異議を申し立てることはできません。

以上